



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則

○聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

警 務 課

公安委員会規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会規則第3号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年長崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（参考人）</u> 第7条 略 2 前項の申出は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、参考人として聴聞の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第5号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。 3 略 （聴聞の審理の公開） 第12条 略 2 前項の規定による公示は、<u>インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u>	第7条 略 2 前項の申出は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、参考人として聴聞の期日への出頭を求める者の氏名、住所および陳述の要旨を記載した別記様式第5号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。 3 略 （聴聞の審理の公開） 第12条 略 2 前項の規定による公示は、<u>聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト